

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十三日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(規則六―二八)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

第八条の二中「第三条第一項及び第二項」を「第三条」に、「第六条第三項並びに」を「第六条第三項及び」に改める。

(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和七年三月三十一日公布)を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三条第二項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第三条第三項を削る改正規定に限る。)による改正後の同規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

3 学校職員の給料等の支給に関する規則(規則六―二四)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号を次のように改める。

二 給料の月額に対するへき地手当の月額